

自動軸重計を活用した指導取締り

○令和5年4月より運用開始

(1回目)車両制限令違反※1

警告

是正指導

(2回目)車両制限令違反※2

警告

是正指導

(3回目)車両制限令違反※2

警告

是正指導

(4回目)車両制限令違反※2

警告

弁明の機会

是正指導

(5回目)車両制限令違反※2

特殊車両通行許可の取消し・告発

※1 下記違反回数到達で警告
違反回数は高速道路6会社合算
(軸重20t超 2回/1ヵ月)
(軸重20t以内 20回/2年)

※2 下記違反回数到達で警告
違反回数は高速道路6会社合算
(軸重20t超 1回/1ヵ月)
(軸重20t以内 20回/2年)

(直近の警告を受けてから1年間、警告の発出がなければ、警告累積回数は消滅)

公表

〔機構HP等において、是正指導内容等を公表〕

公表